



あなたの大切な一票

必ず投票して

3月14日は千葉県知事選挙

任期満了に伴う千葉県知事選挙が、3月14日(日)に行われます。

今回の選挙は、私たち県民にとってこれからの県政を任せる知事を選ぶという重要な意義をもっています。一人ひとりが主権者だという自覚をもち、価値ある一票を投じましょう。

投票できる人

投票できる人は、次の要件を満たしている人です。

●年齢要件

昭和48年3月15日以前に生まれた人

●住所要件

生まれてからずっと横芝町に住んでいるか、平成4年11月21日までに住民登録をし、転入した人は届け出の日、引き続き3か月以上住民基本台帳に記載されている人

●不在者投票

投票日に仕事の都合や出産



あなたの大切な一票を

予定、旅行など、やむを得ない事情のため投票できない人は、事前に「不在者投票」をすることが出来ます。

●不在者投票ができる期間

2月22日(月)から3月13日(土)まで、毎日午前8時30分から午後5時まで。

※土・日曜日も投票できます。

●不在者投票の場所

町選挙管理委員会(役場内)
(なお、不在者投票のできる指定病院や老人ホームなどの施設に入院、入所している人は、その場で不在者投票ができます。)

※選挙についてのお問い合わせは、町選挙管理委員会(☎内線216)へ。

町役場は

4月から毎週土曜日が 休みになります

国では昨年の5月から、千葉県でも昨年の8月から毎週土曜日を休みとする完全週休2日制を実施しています。

県内の各市町村も導入に向け準備を進めていますが、町でも今年の4月から、毎週土曜日の業務を国や県にならってお休みさせていただくことになりました。

ただし、土曜日に町民のみなさんに利用が多い施設につきましては、これまでどおり業務を行います。

なお、住民票については、月曜日から金曜日までに電話により受け付けし、土曜日、日曜日に受け取れる方法を検討中(郡内統一)です。

くわしくは次号でお知らせします。

●これまでどおり
土曜日にも業務を行う施設

○保育所

○町文化会館(公民館事業)

○町海洋センター(体育館・プール・テニスコート)

※婚姻届、出生届、死亡届の受け付けなどは、今までどおり日直者が行います。

